

資料 1

第8回条例について話し合う100人委員会 議事録・要約版(案)

日時：平成22年7月27日(火)18:00~21:30

場所：与野本町コミュニテンセンター

1. 開会

条例の中間報告(案)の説明(宗澤委員長)

条例の表現について

本文では法律の制約を受けるため、やむを得ず分かりづらい表現になる。

ただし、解説文を作成し、小学生、知的障害のある方も含めて理解を深めていただく工夫をする。

条例づくりの背景

今年の1月に障害者自立支援法の廃止宣言があった。この方針は今も変わらない。また、障害者の権利条約に署名し、批准に向けて議論が進んでいくだろう。このことを見据えて条例をつくる。

総則

1 「目的」

「障害の有無にかかわらずひとしく市民として個人の尊厳と権利を尊重するためにこの条例を制定する」
障害のある方の個人の尊厳と権利を非常に明快に述べた。

2 「基本理念」の考え方

市が責任を持って、今後の障害のある方にかかわる人権保障に資する施策を充実していかなければならない。
市だけではなく、市民が共にこの条例の精神に立って、共に暮らしやすい地域社会をつくっていく。

3 「定義」の考え方

障害者…できる限り包括的に障害のある人を対象として見据える。

差別…直接差別、間接差別、合理的な配慮の欠如を全部包括的に障害のある人に対する差別とする。

合理的配慮については、権利条約と同じように、配慮をすることにより他の人に過重な負担を与える場合には、しばらくは我慢してもらい、「できる限り最大限のところで配慮を積み上げる」としている。

4 「市の責務」の考え方

障害のある人にかかわる施策、あるいは市民の取り組みや活動が今後、最大限に発展していくように、市は責任を持って取り組まなければならない。

5 「市民の責務」の考え方

市民の責務をはっきりさせることで、みんなで考えていくことの重要さ、かけがえのなさをこの条例によって市民に投げかける必要がある。

障害者の権利を守るための規約

1 「障害者への差別禁止と差別の解消・防止」の考え方

「どんな人でも障害のある人に差別をしてはいけない。」と明確に言い切る。

2 「障害者への差別の解消のための機関と措置」の考え方

権利擁護専門委員会を中心に仕組みをつくる。市内にいる人がいつでも、どこからでも申し出ることができ、差別や不適切な扱いが確認されれば、それに対する是正勧告や指導をし、それに従わない場合は、市長が直接、人や事業所などを公表する。

3 「障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止」の考え方

4 「障害者への虐待の解消のための機関と措置」の考え方

障害のある人への不適切な行為又は虐待に対する新しい仕組みをこの条例によって設ける。

この条例では、職場で発生する虐待を念頭において対応できるシステムに仕上げる。

5 「障害者に対する後見的支援の実現」の考え方

心身の状態などにより、資産管理や財産管理にかかわる支援が必要な場合、さいたま市では権利を尊重する立場からそうした支援をできる限り使いやすいものへ充実させていく。

障害者の地域生活に関する権利規約

1 「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」に対する考え方

最優先の事柄として、地域で暮らしていくための基盤的なサービスについては、「早期に実現すべき」ということを明確に示した。

通常法律では、「必須事業＝必ずやらなければならないもの」と「任意事業＝やらなくてもいいもの」に規定される。具体的なサービスを明確に規定していくことで、そこに書かれていないものは「やらなくてもいい」となってしまう。細かく明示するのではなく、障害のある人の地域生活に必要な施策やサービスについては、その時々さいたま市の持てる力を常にはっきりさせつつ、毎年度の施策や予算の拡充に取り組み続けなければならないということを条例ではっきりさせていく。

2 「障害者の住まいの確保の実現」に対する考え方

地域で共に暮らすためには、障害のある人が住まいを確保できる状況がなければおかしい。

施策推進協議会の取り組みをこの条例とあわせて一段と障害のある方が住むところを確保しやすいようにする。

3 「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」に対する考え方

地域で共に暮らすことにかかわる重要性の高いところとして、特別に取り出し、書き込んだ。

障害者の自立及び社会参加に関する権利規約

皆さんの就労の実現、生きがいの実現にかかわる部分。就労、様々な社会活動、障害のある人の地域での取り組みを活発にしていくための基盤となるバリアフリーを一層促進するための責務をはっきりさせる。

障害児・者の発達に関する権利規約

障害者の権利条約に記された、障害のある子ども、青年、大人、高齢者、全ての年代の障害のある人に自らが人間として豊かになるために必要な権利を「発達の権利」としてまとめて書いている。

1 「障害児・者の子育て支援の実現」に対する考え方

障害のある子どもたちが生まれ育つ基盤となる、それぞれの家庭における子育てが十分な条件のもとで行われるよう、障害のある人とその家族を支援するためのサービスの早期実現をはっきりとさせる。

2 「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方

学校教育については、可能な限り包摂的な、インクルージョンの考え方を含めて教育の実現を図る。

生涯学習にかかわるあらゆる機関が連携をもって、障害のある人がより豊かな人生をおくるような発達に関する権利の実現に取り組まなければならない。

条例の推進体制

1 「条例の実施状況の検証」の考え方

この条例が本当に着実に市の施策や地域社会づくりというものに生かされているのかどうか。検証体制をはっきりさせる。市は毎年度、「障害者施策推進協議会」に進捗を報告しなければならない。その報告に基づいて、障害者施策推進協議会は施策をつくっていかなければならないという仕組み。

2 「障害者施策推進本部の設置」の考え方

障害のある人がこの地域で共に暮らし、暮らしをより豊かにしていくために、縦割り行政にかかわる弊害を着実に克服していくための庁内体制として、「障害者施策推進本部」をつくる。

本部長は市長とし、副本部長は保健福祉局長とする。

3 「障害に関する市民会議の設置」の考え方

障害の種別やこれまでの障害者団体の枠組みにとらわれず、常に障害のある人の権利と地域生活を守り発展させていくための民主的な話し合いを続け、それに基づいてさいたま市の仕組みや施策、地域社会づくりが進んでいくような推進体制として、「障害に関する市民会議」を設置する。そして、そこで出た意見を市の施策や地域社会づくりに反映させていくために、障害者施策推進会議に報告する仕組みとする。

2. 議題 グループ討議・全体発表 各グループで話し合った内容について発表

条例の中間報告について（質問や意見について）

総則

1 「目的」

「同年代の市民と等しい権利」ということを示してほしい。

3 「定義」の考え方

機能障害の中に、具体的に「難病」という言葉を入れてほしい。

「障害者」という言葉はイメージが悪いのでは。障害者と健常者を分けるのではなく、「みんな同じなんだ。」ということで、もう少し壁を感じさせない形にしてほしい。

「発達障害」は子どもも大人も指すのか。どういう人なのか。説明してほしい。

「発達障害」という言葉に反論。「発達を今後に期待する」という意味にも捉えられるが、小さい頃から訓練をし、大変な思いをした。「未発達」「発達を目指す」だから、「訓練をする」という考え方はどうなのか。

合理的配慮についての解説文。「必要な気づかいをしないことも差別になります。」「でも、その気づかいがあまりにもほかの人にとって大変になるときは、差別としては扱いません。」について説明してほしい。

合理的配慮の捉え方について。「障害のある本人や家族の責任ではない」ということを明確に示すべき。

4 「市の責務」の考え方

「市の責務」のところで、発達障害者支援法が書かれていないのはどうなのか。

障害者の権利を守るための規約

1 「障害者への差別禁止と差別の解消・防止」の考え方

「何人も障害者に対し差別をしてはならない。」とあるが、障害者に対してだけでなく、家族や施設づくりへの差別もあると思うので、「障害を理由とした差別をしてはならない」という表現のほうが良いのでは。病院や警察でも無理解や差別がある。今まで踏み込みづらいところへも積極的に周知を。

2 「障害者への差別の解消のための機関と措置」の考え方

4 「障害者への虐待の解消のための機関と措置」の考え方

条例に違反したらペナルティを課してもらえるのか。虐待に関する罰則があってもよいのでは。条例の拘束力がはっきりしない。どこに申し立てをするのか。

フローチャートには、差別を受けた障害のある市民又はその代理人からの申告先として、障害福祉課、各区福祉事務所が記されているが、専門の窓口が必要では。又、市レベルなのか、区レベルなのか分かりにくい。差別があった場合、どのような調査をし、違反した場合の勧告はどのようなスパンで行われるのか。障害のある市民からの通報などは、当事者が分かりやすいような1つの窓口を設け、「ここに連絡すれば大丈夫。」というところを作ってほしい。

女性障害者の差別については、デリケートな問題が含まれている。十分な検討が必要。

障害者の地域生活に関する権利規約

1 「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」に対する考え方

様々なライフステージを通して安心して暮らせるように条例で明確に示してほしい。

現状・・・家族が抱え込まざるを得ない。医療では障害を理由に受け入れられない。

障害のある人も高齢化が進むと必要な支援が変わるが、老人ホームで断られる。

自分の権利についてすら理解できない知的障害の方の支援について、家族だけでは難しい。配慮がほしい。

医療における課題、医療と福祉の連携についても条例の中に明記してほしい。

移動支援の具体的な利用の仕方、様々な施策の早期実現、地域生活の具体的な手立てが記されず、不安である。

地域自立支援協議会についても、補足説明する文章が必要ではないか。

2 「障害者の住まいの確保の実現」に対する考え方

手帳を持っていない人や発達障害も対象になるのか。国との整合性をどうするのか。

3 「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」に対する考え方

「コミュニケーションの保障」という表現がないのは何故か。文言が分かりにくい。

解説文における必要な配慮の説明として、(筆談など)とあるが、筆談に限定せず、「コミュニケーションに通じるような形を工夫して」という表現があったほうが良い。

フローチャート内の地域生活支援事業の中に手話通訳が含まれるが、「情報コミュニケーション事業」というように、誰が見ても分かるようにしてほしい。

障害者の自立及び社会参加に関する権利規約

1 「障害者の就労の実現」に対する考え方

就労問題(職場開拓、雇用率の問題など)をもう少し検討してほしい。

障害児・者の発達に関する規約

2 「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方

教育面では非常に物足りない。インクルーシブな教育を進めるのは、今の日本では無理があると思うが、せめて前提として、通常学級でも特別支援学級でも、教育条件の充足をもっと打ち出してもらいたい。

現状・・・先生が不足している。子どもへの対応が不十分。

教育を選択するのは本人や家族であり、その支援を市や行政がきちんと行うということを明確に示してほしい。訓練について。身体で大変なところをちょっとした工夫で生活が楽になることを目指すため、きめの細かい支援が必要。現状・・・さいたま市では、そのような支援が十分に受けられず、東京まで行っている。

条例の推進体制

障害者施策推進協議会、障害者施策推進本部、市民会議という具体的な機関を通して色々なことが進んでいくのではという期待を持った。

1 「条例の実施状況の検証」の考え方

条例が施行された後に出てくる問題や意見を吸い上げ、様々な施策に生かしていくための仕組みづくりが必要。見直し期間を設けるべき。最新システムが導入できるよう、何年おきに見直しをしていくことを明記すべき。条例の成果、満足度は数値化し、1年後、半年後、3カ月に1度など、定期的に分かりやすい評価をすべき。

2 「障害者施策推進本部の設置」の考え方

縦割り行政を改善するのは簡単ではない。障害のある人の問題の行政窓口を一本化することから始めてほしい。

3 「障害に関する市民会議の設置」の考え方

市民会議の具体的なイメージがつかめない。

どのような人が、どういう呼びかけをし、どのような構成で条例の運用の仕方にかかわることができるのか。

条例全体について

これは理念法に近いのでは。実効性に不安がある。条例と法律ではどこが違うのか。

予算の根拠となる条例であってほしい。ニーズを把握し、具体化していくべき。

条例がきっかけとなって何かが良くなっていくことを期待している。

ここにあることの全てが実現されればとても素晴らしい。

この条例を重点施策として頑張ってもらいたい。

とてもいい文章がきた。「障害のある人の権利を守る」という思想をさいたま市の中に浸透されていく力になるような条例であってほしい。

解説文・補足では十分に充実した資料を作ってほしい。そこに、よくあった意見の紹介を記載すべき。

機関や組織の役割も説明してほしい。

条約のフローチャートでは、「子どもの権利条約」など様々な権利条約を位置づけてほしい。

100人委員会について

色々な障害のある人についてみんなで話し合えたことはとてもいいことだと思う。

100人委員会に参加し、最初は条例について分からないし不安だったが、色々な人の話を聞く中で気持ちが楽になってきた。自分一人で抱え込むのではなく、色々な人と一緒に考えていける場にこの100人委員会は

なっているので、この条例に期待している。

資料を配布されても、読むだけで精一杯。配慮がほしい。そして、もう少しじっくり議論したい。聴覚障害の方が理解できるよう、資料を提示しながら話す際は、十分は間をとるなどの配慮が必要。一般の人にどのように関心を持ってもらうか。バスの吊り広告などの広報の工夫も必要では。

3. 閉会 質問一部回答・司会まとめ（宗澤委員長）

条例の考え方・内容について

この条例はさいたま市の現実をつくっていく考え方。実態の内容を指し示している。

「理念を高々に示し、それにふさわしい実態をつくっていく」ということを中間報告で示した。

個別のサービスの問題について、条例で逐一触れることはしない。それをすると、「書かれていないものは対応しなくて良い」となってしまう。

医療についての記述が少ないというご指摘については、検討課題として引き受ける。

障害のある方にとって、窓口さえ分からないようなシステムでは意味がない。

はっきりと窓口が分かるように、速やかに対応ができるような権利擁護のシステム、虐待対応のシステムをつくるということを条例で明記する。そして、具体的な施策で窓口がどこになるかを検討していく。

「定義」の考え方

「何人も差別をしてはならない。」とし、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如というように差別の定義を行っている。「何人も障害を理由に差別をしてはならない。」とすると、直接差別に限定されてしまう。

法律との整合性を十分に配慮した文章上の表現をしなければならない。

「発達障害者支援法」について、入れるべきところは入れる。「何らかの障害があって支援を必要とする人、特別なニーズを持っている人、これを全て本条例の対象とする」という風に包括的に扱う。自立支援法の枠を超えて、できる限りのものをつくっていくという考え方と内容の豊かさについて基本的に規定する。どこまでできるかということについては、その時々の方針の在り方として最大限明らかにしていくしかない。「包括的に最大限努力していく」という条例になっている。

条例の表記・解説文の表現について

「コミュニケーションの保障」について。条例や法律でカタカナを入れることは通常認められない。法律上の言葉を最大限に使いながら、皆さんの意見を生かすために表現上このようになったことは了解いただきたい。中間報告の表現の問題、例えば、「同年代の市民と同等の権利」という表現にといった意見等、本日いただいた意見のすべてを含めて、表現については十分な吟味・検討をさせていただきたい。

今後について

本日が中間報告の議論の出発点。熟読いただき、疑問やご意見を頂ければ、できる限り速やかにお応えしたい。

次回の100人委員会・・・9月11日（土）14～17時 プラザノース